

児童生徒科学作品展

1. 応募方法について

応募者は、8月29日（金）に作品募集カードと作品を学校へ提出します。

学校に応募された作品は、校内選考を行います。

選ばれた作品は、可児市児童生徒科学作品展に出品されます。

さらに、市で特選作品に選ばれた場合は、岐阜県科学作品展中央展へ出品されます。

2. 出品物について（岐阜県科学作品展中央展）

理科的な学習に基礎をおいた研究記録などとする。なお、未完成、中間発表でもよいが、標本類、技術的工作品、模型などは除く。

3. 出品物、出品についての注意（岐阜県科学作品展中央展）

- ① 記録はノート又はファイル（4つ切画用紙大 38.1 cm×53.8 cm以内）にまとめる。添付する掲示物がある場合は、横 110cm×縦 190cm 以内の大きさとする。2枚以上の場合は掛図式にして重ねる。
- ② 標本類、実験機材、製作品は、出品することはできない。標本類、実験機材、製作品等がある場合は、写真にして出品することができる。その際、写真は作品本体であるノート又はファイルに位置付ける。
- ③ 1テーマにつき出品物が2個以上ある時は、それぞれに出品票を貼付し、個数番号（例：3個のうち1番）を付ける。
- ④ 保護区域や保護生物に関する研究作品の場合は、監督機関の指導を受け、適切な手続きを行ったことを明記し、関係書類があれば（コピー可）添付する。
- ⑤ 関連する内容の過去の出品作品がある場合は、作品そのものを添えるのではなく、内容を簡潔にまとめて今年度出品作品のページの一部として加えるものとする。その際、過去の出品作品と今年度の出品作品との関係性や発展性を端的に記載するなど、過去の作品を添付する理由を明示するとよい。
- ⑥ 出品者及び応募学校は、作品や出品票に記載されている内容及び画像等の全てについて、県教育委員会が各作品を複写・記録し、広報等の目的で公表・頒布することを承諾するものとする。また、受賞者及び受賞学校は、科学作品展集録「科学の芽」に寄稿した原稿について県教育委員会が軽微な修正をしたり、表彰式で撮影した最優秀賞受賞者の集合写真及び表彰の様子を撮影した写真を同集録に掲載したりすることを承諾するものとする。（軽微でない修正をする場合は、寄稿者に確認の連絡をします。）